

**【審議事項 第1号】**

南房総市国民健康保険条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第 号 南房総市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第6条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第14条～第16条 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第13条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求めてこれに応じない場合においては、10万円以下の過料に処する。</p> <p>第14条～第16条 (略)</p>
<p>※現在も国において政令改正案の審査の最中であり、現時点の改正案となります。</p>	

△ご注意ください!  
(令和6年4月時点)  
今年12月2日から  
現行の保険証は  
発行されなくなります  
※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とっても  
カンタン!

医療機関等を受診の際は  
**マイナンバーカード**  
をご利用ください

**1** 受付

マイナンバーカードを  
カードリーダーに  
置いてください。

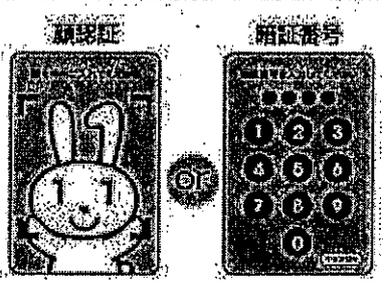


カードリーダーで  
マイナンバーカードを  
保険証として登録  
できます!

**2** 本人確認

顔認証または  
4桁の暗証番号を入力してください。

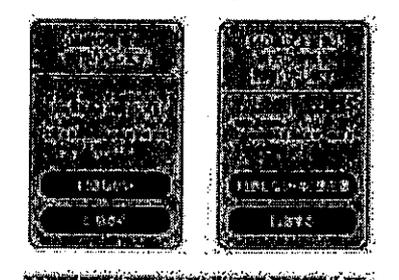
顔認証      暗証番号



顔認証      暗証番号

**3** 同意の確認

診察室等での診療、服薬、健診情報の  
利用について確認してください。



**4** 受付完了

お戻りするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

